

守口市立八雲中学校区学校運営協議会会則

令和2年7月3日制定
令和5年4月25日一部改正

(名称)

第1条 本会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5及び守口市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則（平成30年守口市教育委員会規則第1号）に基づき、守口市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が対象学校として明示した、守口市立八雲小学校、守口市立下島小学校及び守口市立八雲中学校（以下「各学校」という。）の3つの学校を1として守口市立八雲中学校区（以下「中学校区」という。）に設置する守口市立八雲中学校区学校運営協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(協議会の目的)

第2条 協議会は、学校運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、教育委員会及び各学校の校長の権限及び責任の下、保護者及び地域住民等による学校運営への参画、支援及び協力を促進することにより、学校と保護者及び地域住民等との間の信頼関係を深め、学校運営の改善及び中学校区が目指す子ども像「人と人とのつながりを大切にたくましく生きる子」の実現に取り組むことを目的とする。

(役割)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、会則に定める事項及び運営に関する全ての事項を協議し、議決し、実施する。

(学校運営に関する基本的な方針の承認)

第4条 協議会は、次に掲げる事項について、各学校の校長が作成した毎年度の基本的な方針について協議し、承認する。

- (1) 教育課程の編成に関すること。
- (2) 学校経営計画に関すること。
- (3) 組織編成に関すること。
- (4) 学校予算の編成及び執行に関すること。
- (5) 施設管理及び施設設備等の整備に関すること。
- (6) その他校長が必要と認める事項

2 各学校の校長は、前項において承認された基本的な方針に従って学校の運営を行うもの

とする。

(学校運営等に関する意見の申出)

第5条 協議会は、各学校の運営全般について、教育委員会又は各学校の校長に対して意見を述べることができる。

2 協議会は、各学校の職員の採用その他の任用に関して次に掲げる意見を、教育委員会又は各学校の校長に対して述べるができる。ただし、当該職員が府費負担教職員であるときは、教育委員会を経由し、大阪府教育委員会に対して意見を述べるものとする。

(1) 各学校の学校運営の基本方針の実現に資する建設的な意見

(2) 個人を特定しての意見ではなく、各学校の教育上の課題を踏まえた一般的な意見

3 協議会は、前2項の規定により教育委員会又は大阪府教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ、各学校の校長の意見を聴取するものとする。

(学校運営等に関する評価)

第6条 協議会は、毎年度1回以上、各学校の運営状況等について評価を行う。

(住民の参画の促進等のための情報提供)

第7条 協議会は、各学校の運営について、地域住民等の理解、協力、参画等が促進されるよう努める。

2 協議会は、次に掲げる目的を達成するため、各学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

(1) 各学校の運営及び当該運営への必要な支援に関し、中学校区の住民、各学校に在籍する生徒、児童の保護者等の理解を深めること。

(2) 各学校と前号に掲げる者との連携及び協力の推進に資すること。

(委員の委嘱)

第8条 協議会の委員は20人以内とし、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱した委員で組織する。

(1) 保護者

(2) 地域住民

(3) 社会教育法(昭和24年法律第207号)第9条の7第1項に規定する地域学校協働活動推進員その他の各学校の運営に資する活動を行う者(令和5年4月25日一部改正)

(4) 各学校の校長その他の職員

(5) 学識経験者

(6) その他教育委員会が適当と認める者

2 教育委員会は、各学校の校長から申出があったときは、前項の委員の委嘱について、各学校の校長から意見を聴取する。

3 委員の辞職等により欠員が生じた場合には、教育委員会は新たな委員を委嘱する。

4 委員は、特別職の地方公務員の身分を有する。

(任期)

第9条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、引き続いて原則6年を越えて在任することはできない。

2 前条第3項の規定により新たに委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(守秘義務等)

第10条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項のほか、委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 委員たるにふさわしくない非行を行うこと。

(2) 委員としての地位を営利行為、政治活動又は宗教活動等に不当に利用すること。

(3) その他協議会及び各学校の運営に著しく支障をきたす言動を行うこと。

(報酬)

第11条 第8条の委員の報酬に関する事項は、守口市が別に定めるところによる。

(役員及び任期)

第12条 協議会に、会長及び副会長（以下「役員」という。）を置き、委員の互選により定める。ただし、各学校の校長その他の教職員を役員に定めることはできない。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 役員の任期は1年とし、再任を妨げない。

5 役員の欠員により新たに定められた役員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 会長は、任期が終了しても、新たな会長が選出されるまでは、その職務を引き続き行う。

(顧問)

第13条 協議会に、顧問を置くことができるものとする。

- 2 顧問は、会長が推薦し、協議会の承認を得るものとする。
- 3 顧問は、協議会の相談に応じる。
- 4 顧問は、第 10 条の規定を遵守する。
- 5 顧問は、自ら辞職を申し出た場合や、第 10 条の規定に反した場合においては、協議会の承認ののち、顧問を退いていただくものとする。
(部会)

第 14 条 協議会に、第 2 条の目的及び社会教育法第 5 条第 2 項に規定する地域学校協働活動を行うため、部会を置くことができるものとする。(令和 5 年 4 月 25 日一部改正)

- 2 協議会は、部会活動を行うために必要と認めるときは、協議会委員以外の者(以下「部会委員」という。)を募集し、部会を組織できるものとする。
- 3 部会委員は、第 10 条の規定を遵守する。
(会議)

第 15 条 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 協議会は、委員の委任状を含む過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 やむを得ず会議に出席できない委員は、委任状の提出により表決を委任する。
- 5 協議会は、議事に関して必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見を述べさせることができる。
- 6 会長は、協議会の開催日時及び場所、出席者、審議事項その他の事項について会議録を調整し、保管しなければならない。
(会議の公開)

第 16 条 協議会の会議は、特別の事情がない限り、公開とする。

- 2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ会長に申し出なければならない。
- 3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。
(委員の解嘱)

第 17 条 協議会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、教育委員会に委員の解嘱を申し出ることができる。

- (1) 本人から辞職の申出があった場合
- (2) 第 10 条に反した場合

(3) その他解嘱に相当する事由が認められる場合

2 教育委員会は、委員を解嘱する場合には、その理由を示さなければならない。

(会則の変更又は廃止)

第 18 条 本会の会則を変更又は廃止しようとするときは、第 15 条の規定による議決を得なければならない。

(事務局)

第 19 条 協議会の事務局は、八雲中学校内に置く。

(委任)

第 20 条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は、第 15 条の議決により別に定める。

附 則

この会則は、令和2年7月3日から施行する。

附 則

この会則は、令和5年4月25日から施行する